

(1)「アーカイブ通信」No.19 2020年7月1日

市民アーカイブ多摩にとってNPO法人格の意味を考える

～早瀬 昇さん(大阪ボランティア協会)の講演会(2月15日)開催を通して～

法人化検討の経緯と講演から得た新たな視点

江頭晃子

■3度目のプロジェクト

当会が初めて運営委員会内に「法人化小委員会」を設置したのは2011年初頭。10年に募金活動を始めてから1年、基金という財産を持ったが故に法人化を意識した。しかし、直後に法政大学環境アーカイブズからの資料寄贈依頼に応じるかどうかという議論で紛糾し、法人化については棚上げとなった。

ここ数年、当会で議論になっているNPO法人化について考える機会として「市民運動にとっての法人格」活動基盤をどう強化していくか」という講演会を開催した。講師の早瀬昇さんのお話は、「NPOをめぐる法制度の歩み」から始まり、「特定非営利活動促進法(以下、「NPO法」)が変えたものの「公益法人制度改革と一般法人の登場」「非営利法人の税制度」、そして法人格選択時の考慮点など詳細なものだった。NPO法人格を作り、根付かせることで日本社会の仕組みを変えていこうと政治とともに運動したこと、そして市民自身が「参加する」ことで変わっていくのだという長年の運動経験に基づくと話は説得力があった。

当会の法人化議論の経緯と講演を聞いての感想を、企画の中心となった3人の運営委員が報告する。

再び、運営委員会で「法人化プロジェクト」が設置されるのは13年6月。「市民アーカイブ多摩」の開館を翌春に控え、開館と同時に「資料センターをつくる会」から、「ネットワーク・市民アーカイブ」(以下、「市民アーカイブ」)へと発展的に改称させるに合わせて法人格をとってこうかという思いだった。6回の小委員会を開催し、目的を確し、法人化の種類を決め、スケジュール、理事候補、設立趣意書、定款まで詳細に検討して案を作ったが、このときも開館準備に伴う検討事項と実質業務が優先された。

それから4年後、17年度に「法人化プロジェクト」が三度設置された。市民アーカイブ多摩が開館して丸3年が経過し、館運

営を回していくことが日常化した安心感が、今後の長期展望への課題への着手を可能にした。文書類を整え、会員アンケートも行い、法人化に多くの賛同も得た。しかし、今回も運営委員全員一致で「法人格を取ろう」という機運にならないのである。それぞれの心に引っかかっているものがあるのだろう。

■自由への束縛

理由の1つは、法人格を取ることで、活動の自由度が制限されるのではないかとこのころ恐れていた。法人格取得により得られる信頼度は、裏返して言えば、組織(に関わる個々人)の責任を重くする。それぞれの強い思いでつながった市民組織は、思いが達成されたり、思いを持った人がいなくなったとき、自由に自然消滅できる。しかし、法人格を取得しては、簡単に辞められない。法人化に反対と回答した数少ない会員の「辞める自由はあったほうが良い」一言がずしんと響いている。

■行政(東京都)への不信感

もう1つは、設立時の認証や年次報告の提出先が東京都であることへの不信感であろう。当会は、都が廃棄処分扱いにした市民活動資料を保存しようという運動から始まっている。東京都が多くくの市民からの信頼を得

て収集してきた資料を簡単に廃棄扱いとしたことへの不信感を引きずっているにちがいない。

■運動力が削がれないか

法人格取得や運営に伴う事務は、極めて機械的なものだ。行政は法律に基づき事務作業を積み重ねて事業を実現化していく。私たち市民組織は、思いを行動・運動にして達成していく。最も大事なものは行動であり、運動なのだ。NPO法が生み出したのは、多くの事業であり、多くの事務作業だ。法人格をとることで、自分たちはもしかして行政の肩代わりとしての事業を生み出すだけで、市民運動本来の力が弱まるのではないかという懸念である。

■懸念を越えて

いずれも問題解決は私たちの中にある。法人格取得の有無にかかわらず、市民活動資料の収集・保存を始めたときから、勝手に終わる自由を持ち得ていない。行政組織が多岐にわたる公益事業を担える度量がある時代は終わっている。自分たちが大切にしたい事業は、自分たちで公益化していく必要がある、認定NPO法人格を取得し、税金が市民組織による公益事業に還る運動として法人格取得を目指すべきなのだろうと個人的には思う。運動力の問題は、当然

ながら自分たち次第だ。

行政の事務作業の積み重ねを市民組織はもつと学ばないといけないのかもしれない。行動はもちろん大事だ。しかし、その行動をきちんと記録化する事務を侮らず、自分たちの日々の活動を記録し、保存することが、民主主義の基礎でもある。

■NPO法人格という組織理念を支持する

早瀬さんの講演で特に印象に残ったのは、06年以降の法制度改革以降の動きだ。08年に一般社団法人が設立可能になり、事業内容の規制や情報公開の義務もなく、年間活動報告書などの提出も不要で、登記だけで簡単に設立できるようになった。多くの市民組織や企業体による組織変更などが広がり、NPO法人新規申請数は減り、解散法人数は増え、19年にNPO法人数は減少に転じている。一般社団法人は正確な数の把握さえも難しいとのこと。

個人的にはNPO法人格取得は、組織的財政的な裏付けの道具として活用するために取るのだと思ってきたが、今回の話を聞く中で、NPO法人格を取得することは、「NPO法人格を支持し、その組織理念を広げていく」という運動の側面があることに気づかされた。「より広く情報公開を行い」「市民自身による

公益活動を担い」「自らで治めていく組織」として作られたNPO法人の意味を再確認した講演会だった。

長期的な資料活用に必要な法人格

鈴木清隆

法人格取得の是非を検討するプロジェクトに2年半かかった。その間、市民活動団体と法人を、対立した在り方として位置づける枠から抜けだせなかった。この小文は、そうした思いこみをもちながら、講演に学び、法人格取得の是非について整理を試みるものである。

◆市民活動の可能性

分かりやすい解説を拝聴しながら不満が残った。法人格取得によって、市民活動の可能性が飛躍できるという像を描くことができなかったからである。しかし、配布された60数頁にもわたる資料に再び目を通し、不満は私自身の理解不足に起因していたと気づかされた。法人格取得は市民活動組織の成長の契機になるというものだったからである。その核心は何か。公益的な活動は、NPO法(1998年)が成立、施行されたことで、行政の監督責任によらず、市民自治に委ねるという方向に転換

したということである。法成立の源流をたどると「市民活動促進法」の名称で市民の自由な参加、地域や分野を超えたネットワークの広がりを期待されていたと跡づけられている。さらに歴史を遡ってみる。日本国憲法第89条で、民間は募金活動などによって独立した活動が位置づけられていた。しかし、営利を目的としない公益活動であっても国の許認可制度(民法第34条)によって1898〜2010年もの長い間、規制されてきたということである。NPO法のもつ意義の大きさを認識させられた情報であった。

◆組織としての出生届

市民アーカイブの活動は、長期的に維持されればされるほど活動の意義と価値が社会に広がっていく可能性がある。市民アーカイブ多摩に収蔵されている資料群が、生々しい社会課題や生活課題の記録であり、市民社会の形成に積極的な役割を果たすことができると共に、歴史的な史料として公共的な意義をもつからである。

活動は現在、創設期の人々の思いを引き継いだ運営組織によって維持されている。運営を支えてくださっているのは会員、研究者、支援者の方々、市民アーカイブ多摩の開館に携わる当番担当者やボランティアの方々、運営課題を調整し、適宜対応される事務局の方々である。だが、運営の根本的な支援者はいえ、活動を試み、記録し、ネットワーク化を図っている市民個々、市民団体の方々の営みそのものである。そう考えると活動の目的は絞られる。生みだされた資料を長期にわたって活用してもらうことである。

◆法人格か？ 任意団体か？

創設期からの人々は、行政が廃棄を決めた資料群を引き継ぎ、意欲と活動エネルギーによって市民アーカイブ多摩の開

館まで実現してこられた。その経験実績からすれば、法人格取得にこだわらなくとも課題を切り拓いていくことができるのかもしれない。任意団体としての活動であれば、これまで踏襲してきた会員、関係者間の信頼関係の範囲で、ものごとに対応し、課題が生じれば処理することができ。他方、法人格取得によって活動報告、収益があれば法人税も課税対象となるなどの実務上の負担増が発生する。それによって運営に無理が生じ、参加する人々の夢がしぼんでしまえば、法人格取得は本末転倒だということになる。ただ、資料を「史料」として将来にどう引き継ぐのかという課題、増大する一方の貴重な資料の保管スペース確保の課題を視野に入れると、行政との協働の可能性も考慮しながら法人格取得を検討することは「市民アーカイブ」の活動にとって意義のあることだと考える。慎重な審議が必要なのはまぎれもないが。



NPOへのわだかまりを越えて

杉山弘

●NPO法に向き合う

「ベ平連」の世代ではないが、小田実さんや鶴見俊輔さんの愛読者だったので、「市民運動」への

の思い入れがある。自発的な市民による集団、あるいは表現手段の創意工夫など、ベ平連の運動スタイルや思考方法への憧れだ。

一方、1990年代から盛んになった市民の活動組織をめぐる論議には無頓着で、その成果であるNPO法についても知るきっかけをもてないままだった。

市民運動が行政や私企業への監視を旨とするのに対して、NPOは、認証制度や協働作業などを通して行政や企業と親和的なのではないかという不信感もあった。だから、市民アーカイブ内で始まった、NPO法人化をめぐる検討作業には、なんと無くわだかまりを感じていた。

組織を安定させ、運営の継続をはかること、そしてそれほど遠くない時期にそれを引き継ぐことは、今まさに市民アーカイブにとって不可避の課題である。どうすればそれは可能なのか。

NPOの歴史を体験的に語るこのできる早瀬昇さんを講師にお招きして、講演していただくという提案に、ぼくは迷うことなく賛同したが、背景にはこうした個人的な昏迷があった。

●市民アーカイブにとってのNPO法人格

早瀬昇さんに依頼した演題「市民活動にとっての法人格」

―活動基盤をどう強化していくか―は、ぼくたちからすれば「市民アーカイブ」としての法人格を意味した。

早瀬さんは、NPO法の制定過程やその意義、それを道具とした活用例などを、体系的に話された。とりわけNPO法がそれまでの「国家公益」を「市民公益」へと転換したという説明や、市民参加を促進したこと、市民自治や地方自治に寄与したという件には耳を傾けた。さらに、NPO法人格がどのように組織の財政にプラスとなるか、また資産の受け渡しなどをスムーズにするかという話題では、メモもとった。

NPO法やそこに規定された法人格を市民運動にとっての道具と考えると、市民アーカイブにとっても、それは役に立つ道具だろうと思えた。しかし一方で、それが市民運動にとって万能道具ではないことにも、同時に気がついた

アーカイブ運動を通じた市民社会への働きかけが、ぼくたちの志であるとするれば、その志の実現には、やはり市民運動としての自覚や創意工夫がこれまでと同じように求められると思う。

こうした試行錯誤を重ねてこられたのは、NPOやNPO法を考えることがきっかけだった。

た。これからもそれを続けたいと思う。だから、市民アーカイブのNPOへの移行、とりわけ認定NPO法人格取得への途を検討してゆきたいと、今のぼくは考えている。

講演会の質疑応答から

Q…NPO法人は、特定の政治性をもった団体とみなされることはあるのか？

早瀬…市民活動というのは左翼運動というイメージと重なることがあるのは確か。この点は、社会のあり方を問いかけた。政党はそもそも非営利組織。さらに、現実のNPO法人のほとんどは事業者。運動している法人はほとんどない。市民運動自体は法人である必要がない。法人のポイントとは、法人は死なない、つまり永続性。個人を越えて続く体制としてある。

Q…任意団体で、反戦をテーマにした運動をしている。一般社団法人とNPO法人のどちらが良いか。

早瀬…事務は、一般社団法人の方が楽。事業報告がなく、簡単にできる。三里塚関連の団体でもそうした例がある。

Q…NPO法人を取ったのはほとんどが事業体で、かえって運動は見えなくなった印象がある。NPO化で力を増した運



動体の事例はあるか？

早瀬…基金の性格をもつ団体は、法人化で強化に成功している（高木仁三郎基金や情報公開クリアリングハウスなど）。

Q…一般社団法人ができたことでNPO法人の意味は変わったか？

早瀬…一般社団法人の実態は国税庁の法人番号検索でしか分からない。つまり、何をしているのか分からない、不透明感がある。毎日新聞が批判的なキャンペーンをしたが、確かに問題が多く、NPO法人はより透明である。

Q…NPO法制定以降の変化をどう見ているか？

早瀬…NPOに対するイメージは高まった。本来はいかに市民が創造力を発揮できるかにあり、もっと参加の場をつくっていく必要がある。参加しやすくなるためにはプログラムが大切。ボランティアや支援を増やすためには、呼びかけが大事。とくに「単発の参加機会をつくること」が大切。入りや

すく出やすいプログラムが求められる。

Q…肌感覚として、市民と行政と企業の関係に変化を感じられるか？

早瀬…この世界に入ったときは、企業と行政しかなかった。自分がボランティア協会に入ったときは、「お地蔵さんになった」、「出家」と見られた。今は、企業とNPOが関係をも

市民アーカイブ多摩の四季⑤ 夏 ハナトラノオ

ウィル スも植物 も国境に 関係なく 人や物の 往来の歴史とともにやってきます。次世代が繋いでくれることを信じ、今を精一杯生きよと花たちが教えてくれているようです。



葉が細長く垂れるシダ類や、花が穂になって咲く植物の多くに「虎の尾」という和名がついています。ハナトラノオは北米原産で大正時代に渡来したといわれるシソ科の多年草。育てやすい園芸植物として家庭で盛んに栽培され、野生化もして

葉が細長く垂れるシダ類や、花が穂になって咲く植物の多くに「虎の尾」という和名がついています。

元東大小石川植物園園長



てるようになった。NPOの使命は市民の創造、企業の使命は消費者の創造だと思う。

Q…市民アーカイブにすすめる法人格は？

早瀬…やはり認定NPO法人を目指し、まずNPO法人格を勧めたい。（文責・当会）

※当日の早瀬さんの資料の残部がありますので、ご希望の会員の方にはお送りします。

ミニコミ紹介

市民アーカイブ多摩が所蔵する、団体や個人が発行する会報・通信(ミニコミ)を、発行者の方に紹介していただきます。

多摩地域史研究会会報

発行元である「多摩地域史研究会」は、1990年10月20日、21日に開催された地方史研究協議会多摩大会の実行委員会有志が、このまま解散させるのは惜しいとの思いから、約半年の準備期間を経て、91年4月に発足した民間の歴史研究団体です。

本会は特定の学会や上部組織とのつながりは持たず、在野の立場から多くの方々に地域史の研究に参画していただくことを理念としています。多摩地域の歴史に関心のある方ならどなたでも入会できます。現在の会員は、約110名で、大学・高校・中学の教員、博物館学芸員などのいわゆる専門家も会員ですが、最も多い会員は一般の市民です。



- ・1991年創刊、200部、B5判、4～26頁、年5～6回発行。
- ・年会費 2,000円
- ・連絡先 tel: 080-5431-0930、tamaten@yahoo.co.jp
- ・http://tamaten.web.fc2.com
- ・当館所蔵: 78号～

▽140号内容＝【第107回例会報告】多摩の中世城館を歩くⅦ「滝山城」、【地域史情報室】稲城市 第12回ふるさと郷土芸能まつり、【新刊紹介】近辻喜一著『多摩の郵便の歴史 近辻喜一コレクション「多摩の郵便印」』、【訃報】「池田昇さんの逝去を悼む」、次回例会案内

す。この点で、会報の充実はうれしいのですが、苦勞するところでもあります。(梶原 勝)

とびたつ会ニュース

「本人活動の会を町田でもつくりたい」と、当時、町田市公民館障がい者青年学級に参加していたメンバー8人で2004年に立ち上げたのが、「とびたつ会」です。

背景には、1981年の国際障害者年を契機とした90年代の当事者活動の盛り上がりがあります。活動は、毎月第2、第4日曜日の10時から16時で、公民館など市内の公共施設や社会福祉法人の部屋を借りて活動しています。

ことができず、ただ、すでに在庫のないものもあります。詳しくはホームページをご覧ください。

『会報』は現在までに141号まで刊行されており、主に前回例会の記録、研究ノート、史料紹介、各地の歴史関係催事などを掲載しています。前回例会の記録は、その例会が研究発表の場合ですと、論文に近い形となります。

ます。メンバーは25人。支援者やヘルパーさんも含めると毎回30人前後が参加します。活動の中心は話し合いです。近況報告から始まり、会として何に取り組むかをずっと話しています。そこから、学習会をしたり、調理をしたり、歌をつくったり等々。時には、お呼びがかかり、みんなで出かけて行って活動について発表することもあります。

『とびたつ会ニュース』は、開催の連絡手段として発行しています。メンバー25人と関係者など37通を郵送で、Eメールでは、私の知人100余人に勝手に添付して送りつけています。障がい者青年学級では、活動当初から『学級ニュース』を発行し、前回の活動の1人ひとりの様子と、次回の活動の予定を伝えていきます。とびたつ会でもそれにならって発行を始めました。支援者が複数になったところで、話し合いをもち、文字には仮名をふり、参加者の記事を書き載せることにしました。活動が終わると、16時から2時間「お茶会」と称して、ジュースや少しのアールコールを飲みながら楽しい時間を過ごしていますが、その前半で、ニュースの記事を書き込んでそのままだけで取り込んでいます。本人活動の会なので、青年学級のように参加者の様子を伝えることはしていません。また、参加者、欠席者の名前も掲載していません。

発送作業は、毎週木曜日の運営会議の時に数人で切手貼りを行ない、週末に公共施設のパソコングラフを使って印刷して発送しています。新型コロナウイルスの影響で公共施設等が使えなくなり、4月からは活動ができなくなっていますが、ニュースの発行は継続しています。近況を寄せていただき、メンバーで共有できればと考えています。(松田泰幸)



- ・2004年創刊、38部、B5判、4～8頁、年24回発行。
- ・連絡先 tel:090-8317-4237/yhw01760@nifty.ne.jp
- ・当館所蔵: 2008年10月12日号～
- ▽2020年2月23日号内容＝前回報告「肉まんづくり」「ふれあいコンサート」、次回予定「第25回障害児・者性教育セミナー」

市民アーカイブ多摩の 資料棚から ⑬

「コロナ禍で考え続ける」

3～5月のコロナ禍で、市民活動もさまざまな影響を受けた。マスコミ報道の多くは、恐怖を煽り、自主規制を求め、個々にとって異なる不要不急や、思考や行動の自由を全体主義の中で制限する世論つくりの役割を十分に果たした。一方、活動の積み重ねの中で得てきた情報や経験をもとに、迷いながらも動き続けている「ミニコミ」からは、正確な情報を得つつ、自ら判断して行動する力を呼び戻された。発信者からの信頼を受けて手から手へ届けられる物（紙）にも励まされ続けた。この間に届いた「ミニコミ」のコロナ関連記事の一部を紹介。「記事名」「通信名」、号巻数略。

●子どもの学ぶ・遊ぶ権利

「コロナ感染期の全国一斉休校政策に反対する（公教育計画学会理事会）」『反戦情報』／「一斉休校」要請をめぐる問題点「一斉休校等の対応について考えさせられたこと」市民や子どもの「学びの場」をどう保障するのか『緑の風』／「コロナで突然の休校」『ふえみん』／「コロナ一斉休校と自治体の思考停止」すべての人に生活保障を『テオリア』／「一斉休校を通して考えた『学校』という場所の意味」『子どもと教科書全国ネット21NEWS』／「子どもが、安心して生活し学習する権利は守られたか」『調布・憲法ひろば』／「安倍首相の場当たり要請が教育現場に起こした混乱状態」『たんぼぼ』／「新型コロナ学校休業措置」相模原市と周辺都市の違い『アゴラ』／「コロナ問題と子どもの権利 子どもは待てない」『とも』／「休校問題」校庭開

放を求めて『辻よし子と歩む会』／「コロナ禍があらためて気づかせてくれた『共に学ぶ教育』」『ゆきわたり』

●特別措置法・緊急事態宣言

「緊急事態宣言に反対 住民の外出禁止・催し物の中止はごめんだ!」『平和に向かつて』／「国家の『危機管理』で人々の安全は守れない」『人民新聞』／「新型コロナ対策を悪用させてはならない」『warn』だより／「声明」権力集中、人権制限の「新型コロナ特措法」による緊急事態宣言に反対『市民の意見』／「特措法の乱用を許さず政権の監視を続けよう」『ふえみん』／「緊急事態宣言に関する声明」『緑の風』／「緊急事態は改憲・戦争への道」『百万人署名運動全国通信』／「異常事態宣言」です『いつせー通信』／「新型コロナ感染症と緊急事態宣言体制の問題」『私と憲法』

●動き続ける・開き続ける

「シビルは門を閉じません」『シビル運営委員会ニュース』／「どんな時も開き続ける理由」『感じることは、自粛できない』『夢パークつうしん』／「会いたい人に会えるように」『クッキングハウスからこんにちは』／「自粛なんかしない!主権者としての活動は」『第九条の会ヒロシマ』／「オープンスペースBの活動方針」『人の泉通信』／「いこいの部屋・開室継続」『梅の木通信』／「春闘を閉じない・開く」『ゆきわたり』

●障害者・高齢者：現場から

「トイレットペーパーの注文がパンク」『共働学会だより』／「新型コロナと介護現場」『ふえみん』／「日常が戻ることを願って」『年輪通信』／「コロナのせいでお風呂に入れない」『資格がない人も介護に入れま

す」『かたつむりだより』／「コロナのせいで大忙し(DV)」『シビル運営委員会ニュース』／「家族の体験談」『仲間』／「コロナが広がる中でフリースクールの現状は」『不登校新聞』／「緊急事態宣言発出から今日まで」『SEKATUKAN * NEWS』／「地域で相互に支え合う関係を変わず築き続ける」『世界規模で急増している深刻なDV』『アルコー依存症にとって耐え難い時期をどう越えるか』『市民活動のひろば』／「コロナで問われる制度のあり方」『ゆうやけだより』

●憲法違反・改憲への恐れ

「新型コロナ対策をどう組み立てるか」日本国憲法の原則に立つて『緑の風』／「コロナ後の改憲問題を考える」『新型コロナに便乗した改憲を許してはいけない』『報道の自由が危ない。制約された権利を自覚しよう』『ふえみん』／「緊急事態」を口実にした「戒厳令」の下で憲法原則がふみにじられた経験『つうしん』

●どう考え対処し、生きるか

「同調圧力に屈しない」『いこのち通信』／「新型コロナとどう向き合うべきか?」『アルコール除菌は有効?』『恐怖心を利用した消毒の便乗商法』『新型コロナの死亡率と大気汚染』『消費者リポート』／「巻頭言(休んでいても育っていく子ども)」『堂々と、不登校でいよう』『不登校新聞』

●原発とコロナ

「コロナと原発事故被害隠ぺいは同質」『人民新聞』／「原子力災害と感染症の拡散が同時発生する懸念」『東電・柏崎刈羽原発の新型コロナ感染対策について意外と盲点』『たんぼぼ』／「新型コロナと福島原発事故から諸々」『I * do!』／「原

発での感染リスクを案じ各地で停止要請」『コロナ禍の中で強行されたトリウム等汚染水意見聴取会』『はるげんぼつ新聞』／「繰り返される棄民政策」『市民活動のひろば』

●トリアージ・差別

「命の選別」『かたつむりだより』／「非常時に、誰に命を託せるのか」『うつる病』への偏見と攻撃『噴出する貧困、差別、人権問題』『消費者リポート』／「命が脅かされる恐怖心から何を学び、どう生きていくか」『市民活動のひろば』／「コロナがあふり出す不平等、差別、暴力」『辻つじ反戦ながし・互版』

●海外の状況

「新型コロナなぜ死者・重症者の数は国により違うのか?」『がうす通信』／「ジャーナリストへの圧力強化が進むコロナ報道(イラン)」『消費者リポート』／「新型コロナの拡大で(中国)」『遺棄毒ガス中国人被害者を支援する会』／「新型コロナの春を迎えて広がる中で(中国)」『化学兵器被害者支援日中未来平和基金ニュースレター』／「非常事態措置の下、市民データをスバイするネタニアフ首相(イスラエル)」『インドより国際声明文 利潤より声明を優先する対策を』『人民新聞』／「韓国の民主的市民意識、ソウル市の感染症対策から学ぶ」『市民活動のひろば』

●コロナ政策の陰で

「大軍拡予算を糾弾する!コロナ自粛に抗して街頭に出よう!」『都立学校の卒業式は「国旗掲揚の下に体育館で実施 国歌斉唱は変わりなく」』『アント村通信』／「ロシア工事も中断」『清水建設で新型コロナ感染者死亡』『がうす通信』／「コロナ対策と八重山の自衛隊基地拡大工

事恐慌」『おきなわ自治の風』／「広がるオンライン会議 ZOOMの危険性」『消費者リポート』

●自治体の役割・公共施設とは

「コロナ対応の図書館にカーリルの問題提起」『多摩デポ通信』／「新型コロナ感染症事態についての公民館の対応についての質問書」を提出『傍聴ニュース』／「図書館をめぐって様々な発言」『本を届ける知恵と工夫』『移動図書館』『まちの図書館業務縮小に疑問』『としよかん』／「市民生活と地域経済を守るために」『のもとよしみ通信』／「外国人観客激減」『お好み書き』／「妹背牛町に生まれ育つて」『ゆきわたり』／「自治体との連携なくして市民の命は守れない」『市民活動のひろば』

●労働現場から

「コロナ」労働相談『報告』『人民新聞』／「新型コロナ感染症に対して職場の備えをする」『安全センター情報』／「新型コロナ感染症の労災補償について」『かながわ労災職業病』／「コロナ理由に処遇改悪を認めない公費健康診断廃止にストで抗議」『コロナ緊急労働相談ホットライン開設』『人民新聞』／「経済危機が働く弱者を襲う」『テオリア』

●軽視されてきた医療・公衆衛生

「感染症対策から始まった近代日本」『公衆衛生制度・政策の歩みから』『つうしん』／「日本の新型コロナ対応」『世界へ未来へ』／「感染症対策を牛耳る731部隊の亡霊」『反戦情報』／「新型コロナ感染に脆弱な日本の保険医療構造」『たんぼぼ』／「災害は社会的弱者が一番やられる」『名前のない新聞』／「感染症対策の拠点、保健所の今」『消費者リポート』
(江頭晃子＝運営委員)

著者は、市民運動・住民運動等の活動の中で生み出され、集められた資料(市民活動資料)と長年取り組み、本アーカイブの設立準備にも尽力されてきた。本書はその実践活動の中で発表してきた文章の集大成といえる。以下本書の構成に従って概要を記す。

I 市民活動資料の保存と公開

2000年代になってから発表された、本テーマに関連してのまとまった論文、報告3編が収録されている。

資料の収集、提供、保存について、各所蔵機関の現状調査に

【新刊紹介】 平川千宏著

市民活動 資料の保存と公開 草の根の資料を活用するために

日外アソシエーツ／2020年5月／1800円+税

加え、公立機関や国立国会図書館の果たすべき役割にも言及している。05年に全国の機関、関係者を対象に実施した「市民活動資料の保存・整理・公開に関する全国調査」からは、資料の所蔵状況や将来的課題を浮き彫りにし、関係機関の連携が提言されている。

さらに「市民活動資料」の定義、範囲につき再規定した上で、全国の230の機関・団体等を所蔵資料の主題により分類した「市民活動資料の所蔵機関・団体一覧」が作成された。

II 各地の資料館を訪ねる

いずれも本紙『アーカイブ通信』に掲載された各地のユニークな資料館の訪問記である。保健婦資料館(長野県安曇野市)、内灘町歴史民俗資料館

(石川県内灘町)、深沢晟雄資料館(岩手県西和賀町)、寿町関係資料室(横浜市中区)はいずれも、文字通り草の根の活動を伝える場であり、独自の所蔵、展示資料とともに、活動の足跡を継承してきた人たちの思いが伝わる。

III 市民活動資料・あれこれ

1970年代から最近にかけての比較的短い文章が収録されている。

住民図書館との最初の出会いから、『ミニコミ総目録』作成等の実践活動への関わり、ミニコミ収集に関して国立国会図



書館の役割への考察の他、この間、活動を共に担ってきた丸山尚さん、道場親信さんへの追悼文も含まれている。

わたしの市民活動資料とのかかわり―あとがきに代えて

1960年代前半における労働運動資料と「資料室懇談会」の活動に始まり、職場である国立国会図書館での組合資料の書誌作成、館内ミニコミの発行、住民図書館の活動と資料の移管、閉館の経緯、その後「市民・運動研究会」を経て、「市民活動資料・情報センターをつくる会」の立ち上げから「ネットワーク・市民アーカイブ」設立に至るまでが、時系列に記されており、半世紀近くに及ぶ活動実績が跡付けられている。

特に「研究会」では達成し得なかった、マニュアル、ガイドブック、ネットワークの3点の

整備については、今後に引き継がれるべき課題であるが、特に本書Iの論文中にその素材は含まれている。

全体としてコンパクトながら、実践活動の報告のみならず、ハンドブックとしての性格も兼ね備えているといえよう。また著者の近年のより具体的な活動の詳細については、新刊の『ようこそ！市民アーカイブ多摩へ』収録の資料も参考になる。著者はこれまでも中井正一、桑原武夫、日高六郎等の関係書誌作成にも取り組んでこられたが、京都市による桑原武夫旧蔵書の破棄問題が発覚したのは、その入念な資料所在状況の調査がきっかけであったことを最後に記しておきたい。(堀内寛雄＝会員)

▼希望者は当会事務局へ
☎042(540)1663

2020年度 ネットワーク・市民アーカイブ定期総会報告 資料保存場所の確保が課題

5月24日(日)午後2～3時に、12人の正会員の参加(委任状参加29人)で開催しました。

当初予定していた公共施設の閉館継続を見越して、4月の運営委員会で会場を市民アーカイブ

ブ多摩に変更しました。

2019年度の活動・収支報告は、記録冊子の作成や活発な講演会等の開催、寄贈資料数の増加、大きな額の寄付があったこと、一方で、市民アーカイブ多

摩の当番に入れる人数の減少、土曜日開館継続の難しさという課題の報告もありました。

7年目となる20年度は、定期開館・資料整理の継続、記録冊子を活用した活動、コロナ禍における市民の活動記録の活用・保存、楽しく関わりやすい催しの模索、資料収集増に伴う長期計画等への活動提案があり、予

算案とともにいずれも了承されました。現地で開催したこともあり、書架がいっぱいで保存場所が切実な課題であるとのこと指摘をいただき、場所確保はもちろん、資料収集方針を決める難しさの報告もありました。

拡大運営委員会は毎月第3金曜日の19時～21時。正会員の傍聴参加を歓迎しています。



アーカイブ多摩日記

◇4月8日～5月27日まで

休館、資料整理は継続

右記の期間、休館しました。休館中も開館予定日の当番担当者は1人のみ来館可とし、希望するボランティアも受け入れられました。公共施設閉鎖により印刷機が利用できない会員の方も予約制で利用していただきました。入力作業も1人がデータベースを持ち帰り集中して行いました。整理を継続することで、コロナ関連記事もリアルタイムで見ることができ、市民の思考力と行動力に感服、私たちも元気をもらいました。

◇緑蔭トーク第1回は9月に

4月25日に予定していたいちむらみささんのお話は、9月26日に延期して開催します。竹信三恵子さんの総会記念講演会

は、来年度に向けて改めて検討して企画する予定です。

◇蔵書点検を行いました

記録冊子『ようこそ！市民アーカイブ多摩へ』にミニコミ総目録を掲載するため、急遽3月中に蔵書点検を行いました。データベース上はあるはずなのに現物の冊子が見つからないものがいくつかありました。

◇2019年度実績データ

総会で報告のあった19年度事業のうち、データを一部ご紹介します。①開館日71日。②来館者数79人。③データ入力数4187点。④新ファイル作成数69タイトル。⑤ファイル総数1836タイトル。

◇寄贈継続のお願いと会員募集

総会も終わり、20年度が始まりました。引き続き資料のご寄贈と会員として一緒に運動を担ってくださる仲間を募集中です。

運営委員会など

- 2月15日 早瀬昇さん講演会。参加者21人。
- 2月21日 第11回運営委員会。参加者8人。会員数、カンパ者、当番確認、利用者報告(毎回)。早瀬さん講演会反省、19年度活動反省、20年度活動方針検討、総会準備分担、冊子タイトル・構成確認、曝書作業。
- 3月13日 第12回運営委員会。参加者8人。総会議案書確認、各部会の新年度方針検討、運営委員体制、法人格取得の方向性検討、冊子最終確認。
- 4月7日 MLで市民アーカイブ多摩休館決定(5月6日)。
- 4月17日 2020年度第1回運営委員会。2部制で開催。参加者10人。総会議案書確認。コロナ禍での運営方針、閉館期間を意見交換。5月27日まで閉館期間延期。
- 総会記念講演会・第1回緑蔭トークは延期、総会は開催。運営委員の在り方検討。
- 5月15日 第2回運営委員会。参加者8人。コロナ関連情報交換。冊子活用・寄贈先等検討。総会当日分担、通信19号内容確認等。
- 5月24日 総会開催。参加者13人。

会員数(2020年5月)

・147人(正会員59、賛助会員88)

◆新規入会ありがとう

- ・正会員Ⅱ戸室幸治、西野敏子、野崎忠郎
- ・賛助会員Ⅱ赤倉昭男、稲橋ゆみ子、中島保男、松浦幸子(敬称略)

カンパありがとう

(2020年2～5月・敬称略)

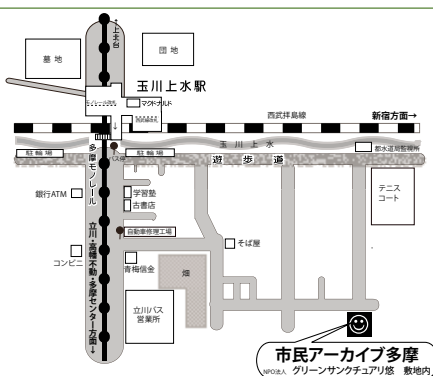
- ・赤倉昭男、新井勝統、入江曜子、久保田ひろみ、後藤祥夫、鈴木美和子、竹中薫、富窪高志、中村光一、中村規子、丹羽雅代、浜地田鶴子、麓常夫、堀内寛雄、町村敬志、吉田美子、渡辺康弘、匿名3人

会員の声

- ・国の公文書の扱いが世界最悪で恥ずかしい、とも言っていられないので、市民・住民が記録を残すしかない。いつもお世話になってます。ウィルス気を付けてください。
- ・新型コロナウイルスで対応に苦慮されていると拝察します。ご健康に留意してみなさますますのご発展をお祈りします。
- ・会議報告を見ても、また、歩みを見ても活動内容の深さ、濃さ、広がり、関わっている皆さんの熱と一層に伝わってきます。すごいです。
- ・冊子に歴史が刻まれました。大変勉強になったと同時に、ここまでの道のりの険しさを改めて痛感いたしました。

編集後記

コロナ禍での活動はさまざまなかを考えた。個々の考えを尊重し、大事にしつつ、各行動は選択できるように広げたい。でも、1つに決めざるを得ないこともある。考えは違っても、共に悩む仲間がいる幸せ。(佐・鈴・増・江)



【市民アーカイブ多摩利用案内】

- ・開館日：毎週水曜日、第2・4土曜日(8月中旬・年末年始の休館あり)
- ・開館時間：午後1時～4時 ・入館カンパ：100円～
- ・所在地：東京都立川市幸町5-96-7
(多摩モノレール、西武拝島線「玉川上水駅」南口徒歩8分)
- ・tel & fax：042-536-5535 (電話は開館中のみ)
- ・見られる資料：2002年以降に市民活動団体や個人が発行するミニコミ(通信や会報など)1,800タイトルほか
- ・ホームページにミニコミのタイトル、発行団体を掲載しています。
www.c-archive.jp